

実施方針等に関する質問回答

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	実施方針(案)	2	1	(1)	カ	(イ)	施設整備業務	⑦その他これらを実施する上で必要な関連業務とありますが、家具調達、引越業務については事業範囲に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	事業者が調達する備品は、要求水準書(案)の別添資料2-1-3 各室に設置する機器・備品等(什器・備品調達星取表)において、事業者側に印がある備品です。 引越業務は事業範囲に含みません。
2	実施方針(案)	2	1	(1)	カ	(ハ)	付帯事業(任意)	付帯事業は任意との記載がありますが、提案した場合には点数評価されますでしょうか。チーム組成のスケジュールに影響があるため、ご教示願います。	付帯事業の提案は、100点満点の範囲内での採点ではなく、+αとして採点を検討しています。
3	実施方針(案)	3	1	(1)	キ		事業スケジュール(予定)	「本事業の維持管理期間は、新教舎兼複合訓練棟及び新学生寮(第Ⅰ期)が約20年、新学生寮(第Ⅱ期)が17年、新実習棟が約18年とする。」とありますが、期間に約と付いている施設と付いていない施設の違いをご教示願います。	ご指摘部分については、全て約●年が正しい記述になります。そのため、施設によって違いはありません。
4	実施方針(案)	3	1	(1)	キ		事業スケジュール(予定)	新設施設の各棟ごとに整備期間が設定されておりますが、引渡し期限を遵守すれば、着手時期、引渡時期を前倒しすることは可能でしょうか。期間を短くすることで物価変動のリスクを低減できると考えております。	海上保安学校側での着工前の引越作業、入居及び使用に等に係る予定時期があるため、新設施設の着手・引渡し時期の前倒しは不可とします。 なお、「新教舎兼複合訓練棟」「新学生寮(第Ⅰ期)」の引渡し期限を「令和11年12月27日まで」に修正します。
5	実施方針(案)	3	1	(1)	キ		事業スケジュール(予定)	工事の短縮等により、引渡し日及び供用開始を前倒した場合、維持管理期間が長くなり、維持管理費用は高くなります。工事の短縮を提案することと、維持管理費用を安価に抑えられることは、どちらが評価点が付くでしょうか。	引渡、供用開始の前倒しは不可としますので、評価点に関連しません。
6	実施方針(案)	3	1	(1)	ク		海上保安庁の支払に関する事項	新設、解体にて対象施設ごとに割賦金の支払時期が記載されていますが、全額割賦による支払いとの認識でしょうか。それとも施設整備期間中の中間金(出来高払い)又は、引渡し時(一時金)等の支払予定はありますでしょうか。	全額割賦による支払となります。中間金、一時金は想定していません。
7	実施方針(案)	3	1	(1)	ク		海上保安庁の支払に関する事項	各施設の設計及び建設等に係る対価の支払時期について、第一回支払分は「～までに」とありますが、SPCの資金調達計画は記載の日時を基準に融資金額の返済計画をして入札金額を算出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCの資金調達計画は記載の日時を基準に融資金額の返済計画をして入札金額を算出してください。
8	実施方針(案)	3	1	(1)	ク		海上保安庁の支払に関する事項	金利は上昇局面にあり、全額割賦払いの場合は、事業費に占める金利も高くなりますので、提案時の割賦の基準金利については予定価格を算出した際に用いた金利水準で設定をお願い出来ますでしょうか。	提案時の割賦の基準金利については、予定価格算定時に用いた基準金利とします。
9	実施方針(案)	4	1	(1)	シ		実施方針等に関する意見・提案の受付等	受け付けた意見・提案については公表しないという認識でよろしいでしょうか	公表しません。ただし、意見や提案を受けて実施方針等を修正する場合があります。
10	実施方針(案)	6	2	(2)			スケジュール	確認ですが、予定価格の公表は7月上旬の【入札公告】の時点となりますでしょうか。	予定価格は公表しません。
11	実施方針(案)	6	2	(2)			落札者の決定の手順及びスケジュール(予定)	第一次審査結果の通知の後に、資格審査合格者向け現地説明会と2回目の質問受付が予定されていますが、官民対話を実施する検討はありますでしょうか。	第一次審査結果の通知後に、資格審査合格者への現地説明会と併せて対面的対話を実施することとします。詳細については入札公告時に示します。
12	実施方針(案)	6	2	(2)			落札者の決定の手順及びスケジュール(予定)	書面での質疑回答では互いの意図を理解しきれないことも可能性として考えられるため、第一次審査合格者向けの説明会の日等に個別(グループ毎)対話や意見交換の機会を設けていただけないでしょうか。	第一次審査結果の通知後に、資格審査合格者への現地説明会と併せて対面的対話を実施することとします。詳細については入札公告時に示します。
13	実施方針(案)	6	2	(2)			落札者の決定の手順及びスケジュール(予定)	本件は複数棟計画する必要があり、施設計画に時間を要します。早期に施設計画を進める上で、施設計画の検討中に疑問が生じる可能性も考えられます。入札公告までに再度、質問する機会を設けて頂けないでしょうか。	実施方針(案)への質問回答の公表時に合わせて、質問回答を踏まえて必要な変更等を行った「実施方針」、「要求水準書(案)」を公表し、これらに対する質問を再度受け付けます。質問提出期限などの詳細は、「実施方針」をご覧ください。
14	実施方針(案)	6	2	(2)			落札者の決定の手順及びスケジュール(予定)	今回の質疑等により要求水準書(案)や実施方針(案)を変更する場合には入札公告前に変更点についてご公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか?参加するための事前の事業計画検討のために、また入札公告後の速やかな提案等作業推進のために必要と考えます。	実施方針(案)への質問回答の公表時に合わせて、質問回答を踏まえて必要な変更等を行った「実施方針」、「要求水準書(案)」を公表します。
15	実施方針(案)	7	2	(2)	ア		入札の公告	取組検討や計画策定にあたり重要な指標となるため、入札の公告の際に、総額と、施設整備費、維持管理費それぞれの予算要求額をご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に予定価格は公表しません。
16	実施方針(案)	7	2	(2)	ウ		落札者の決定の手順及びスケジュール(予定)	「第一次審査資料の作成期間を考慮して公表する」とありますが、一次審査資料提出期限の【2週間前】までにはご回答いただくか、一次審査資料に関する質問は公告後【2週間程度(7月中旬)】までに受付、【8月上旬】に回答をいただくことは可能でしょうか?審査資料の不備や回答後に必要資料を収集する時間が不足する等で参加できなくなることを危惧しております。	入札説明書等に関する質問(1回目)の内、第一次審査資料自体に係る質問の回答は、令和7年8月下旬に公表を予定しています。
17	実施方針(案)	8	2	(3)	ア		委員会の設置	審査委員会の委員の役職と氏名も入札公告時に公表されますか。	入札公告時に示します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
18	実施方針(案)	9	2	(5)	ア	(二)	入札参加者の参加資格要件	「建設期間中と維持管理期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする」とありますが、出資比率の変更に合わせて、出資金の総額も変更可能という理解でよろしいでしょうか。	出資金の総額変更は不可とします。
19	実施方針(案)	11	2	(5)	エ		入札参加者を構成する企業に	SPCの経営管理を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われないという理解でよろしいでしょうか。	SPCの経営管理を担う企業については、「2(5)エ 入札参加者を構成する記号に共通の参加資格要件」を満たせばよいものとします。
20	実施方針(案)	12	2	(5)	オ		代表企業の参加資格要件	「平成27年4月以降にPFI事業において、選定事業者の代表企業として参画した実績を有していること」とありますが、設計完了、建設完了などの条件はないという理解でよろしいでしょうか。	設計完了、建設完了などの条件は付しません、代表企業として事業契約の契約に至っている事業を実績として認めます。
21	実施方針(案)	12	2	(5)	カ	③	設計企業の参加資格要件	「平成27年4月以降に延床面積5,000㎡以上の特定建築物(建築基準法別表第一用途(一)～(五)に該当すること)の実績」と記載がありますが、特定建築物を特殊建築物と読み替えると考えてよろしいでしょうか。	読み替えて問題ありません。 該当箇所は修正いたします。
22	実施方針(案)	12	2	(5)	キ	①	建設企業の参加資格要件	「令和7・8年度国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること」とありますが、「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の3つのうちいずれかではなく3つ全てが「A」等級の必要があるという理解でよろしいでしょうか。	建設業務を1社で行う場合は、全てが「A」等級である必要があります。 2社以上で行う場合は、いずれかの者が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」を有し、企業グループ全体で「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級を具備できればよいものとします。 (要件を満たしている例) ・企業①が「建築工事業」、「電気工事業」で「A」等級 ・企業②が「機械器具設置工事業」で「A」等級 ・企業③はいずれも「A」等級ではない。
23	実施方針(案)	13	2	(5)	キ	③	建設業務の共同企業体	共同企業体について出資比率20%以上とありますので、最大4者による建設JVも可能との理解でよろしいでしょうか。	該当箇所は実績要件の規定であり、共同企業体の構成員として実施した「建築工事業」、「電気工事業」及び「機械器具設置工事業」の実績として出資比率20%以上のものを、共同企業体構成員の実績として認める、という意味です。 本事業での建設共同企業体の設立要件を規定するものではありません。
24	実施方針(案)	13	2	(5)	ク		工事監理企業の参加資格要件	工事監理業務は、設計企業が兼務することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
25	実施方針(案)	13	2	(5)	ク	③	工事監理企業の参加資格要件	「平成27年4月以降に延床面積5,000㎡以上の特定建築物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)の実績」と記載がありますが、特定建築物を特殊建築物と読み替えると考えてよろしいでしょうか。	読み替えて問題ありません。 該当箇所は修正いたします。
26	実施方針(案)	13	2	(5)	コ		付帯事業の維持管理・運営企業の参加資格要件	付帯事業において、付帯事業に参加する企業が転貸借を行い運営者を誘致することも考えられます。この場合、転借人である運営者が入札参加資格要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	転借人である運営者が付帯事業を行う場合、当該運営者は、付帯事業の維持管理・運営企業の参加資格要件を満たす必要があります。 なお、ご質問の場合、国有財産使用許可申請は、SPCと当該運営者の連名によるものとします。
27	実施方針(案)	14	2	(6)	イ		審査及び落札者の決定	参加事業者(提案提出者)が1者でも審査は実施されるでしょうか。	入札参加者が1者の場合も審査は実施します。
28	実施方針(案)	14	2	(6)	イ	(ロ)	入札価格	予定価格は事業費総額で設定され、施設整備費、維持管理費等、内訳ごとに上限価格は設定されないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、予定価格は事業費総額で設定します。また、施設整備費及び維持管理費別の上限価格は設定しません。なお、予定価格は公表しません。
29	実施方針(案)	14	2	(7)	イ		特別目的会社の設立に伴う契約手続	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	本施設をSPCの本店登記において所在地として使用することは不可とします。
30	実施方針(案)	16	3	(1)	イ		事業者の責任の履行に関する事項	履行保証保険は事業者(SPC)、又は建設企業のいずれかが締結するという理解でよろしいでしょうか。	履行保証保険は事業者(SPC)が締結することとさせていただきます。
31	実施方針(案)	16	3	(2)			事業者の責任の履行の確保に関する事項	維持管理期間中の履行保証は不要という理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に係る契約保証金の納付は必要です。保証金の額は、維持管理期間中各年度の維持管理費の額の1/10以上とします。
32	実施方針(案)	16	3	(1)	イ		事業者の責任の履行に関する事項	(1)イでは「履行保証保険付保等による設計・建設等工事期間中の履行保証を行うことを想定」、(2)アでは「事業者が実施する施設整備事業の履行を確保するため」とありますが、施設引渡し後の維持管理運営期間中の履行保証等は求められないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に係る契約保証金の納付は必要です。保証金の額は、維持管理期間中各年度の維持管理費の額の1/10以上とします。
33	実施方針(案)	16	3	(1)	イ		事業者の責任の履行に関する事項	履行保証保険の保証額について、要求水準書P3第3節事業範囲、1施設整備業務における費用に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以下としないという理解でよろしいでしょうか。	施設整備業務における費用に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上とします。
34	実施方針(案)	16	3	(1)	ウ		リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	いずれの責めにも帰さないリスクを事前に想定することは難しいため、貴庁の負担として頂きたい。	具体的には入札公告時に示しますが、国の公共工事標準請負約款第30条(不可抗力による損害)の規定を準用し、不可抗力による施設整備費の1%までを事業者の負担とすることを想定します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
35	実施方針(案)	16	3	(2)	イ		事業の実施状況の確認	設計期間中の発注者協議は月2、3回程度、海上保安学校で対面にて行う認識でよろしいでしょうか。	設計期間中の発注者協議及び確認等は、基本的に月1回とし、必要に応じて随時協議等の場を設定することとします。 なお、設計期間中の協議の場所については、海上保安学校に拘りません。
36	実施方針(案)	19	4	(2)	ア		埋蔵文化財の調査について	「周知の埋蔵文化財包蔵地」指定の有無は確認されていない」とありますが、埋蔵文化財が発見された場合、あらかじめ想定し得ない地中埋設物として、それらの調査や撤去等による費用増加や工程の遅延は貴庁のご負担という理解でよろしいでしょうか。	埋蔵文化財が発見された場合に発生した合理的な増加費用は、海上保安庁が負担します。
37	実施方針(案)	20	4	(3)	ア		本施設の概要について	「面積に余剰が生じた場合」とは、施設計画時に各建物の想定面積の合計の95%以下になった場合のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	95%以上100%以下の間も含まれます。 施工可能な範囲で100%に向けた拡張を目指した提案をお願いします。
38	実施方針(案)	20	4	(3)	ア		本施設の概要について	「面積に余剰が生じた場合」の拡張の優先順位が示されておりますが、95%以上100%以下にするために新学生寮(第Ⅰ期及び第Ⅱ期)内の①風呂、②便所・洗面所、③食堂の順で拡張すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、①風呂、②便所・洗面所、③食堂の順で拡張の検討を行ってください。
39	実施方針(案)	20	4	(3)	ア		本施設の概要について	「可能な限り低層階となる提案とする」とありますが、階数の上限がございましたら、ご教示ください。	階数の上限はありませんが、職員や学生が利用することを考慮した階数としてください。
40	実施方針(案)	20	4	(3)	ア		本施設の概要について	「可能な限り低層階となる提案とする」とありますが、高層を不可とする理由がございましたら、ご教示ください。	学生日課の都合上です。
41	実施方針(案)	21	3	(3)	イ		新学生寮(第Ⅱ期) 食事部門:食堂、炊事場	運営者の記載がありませんでしたが、御校にて運営されるという理解でよろしいでしょうか。	食堂、炊事場については、本事業とは別に、海上保安庁が運営委託先を選定します。
42	実施方針(案)	22	4	(3)	ウ		撤去建物・工作物の概要と床面積	プロバン庫、渡り廊下(厚生棟-学生寮)の解体時期について指定がございましたらお教えください。	仰青寮(要求水準書(案)の参考資料3-1に示す②学生寮)の解体撤去に併せて解体してください。 渡り廊下(厚生棟-仰青寮)の解体時期は、可能な限り終盤でお願いします。
43	実施方針(案)	23	4	(5)			配置計画の条件	「新教舎兼複合訓練棟は、建設工事中も正門⇄本館間のインターロッキング通路西側グラウンドの砂地部分を確保できることを条件とし、既存の教舎との連絡を考慮すること。」について、西側グラウンドの砂地部分の範囲についてお教えください。	インターロッキング通路より西側については、工事期間中工事ヤードとすることを可とします。
44	実施方針(案)	23	4	(5)			配置計画の条件	新教舎訓練棟は工事中も正門⇄本館間のインターロッキング通路西側グラウンドの砂地部分を確保できることを条件とし、既存の校舎との連絡を考慮すること。とありますが、具体的に新教舎訓練棟の建築可能範囲をご教示いただけないでしょうか。	要求水準書に参考資料2-5として追加した資料のとおり、教舎出入口西端からグラウンド側に引いた直線より西側を建築可能範囲とします。
45	実施方針(案)	23	4	(5)			配置計画の条件	「新実習棟は撤去する第2実習場の位置に建設すること。」と記載がありますが、隣接して既存ヘリポートがあります。新実習棟を計画するにあたり、ヘリポートの進入、転移角など、建築制限となる基準、範囲がわかる資料を提示いただけないでしょうか。	要求水準書に参考資料2-6として追加します。
46	実施方針(案)	23	4	(5)			配置計画の条件	「新実習棟は撤去する第2実習場の位置に建設すること。」と記載がありますが、隣接して既存ヘリポートがあります。新実習棟の計画によってはヘリポートを移設することは可能でしょうか。	ヘリポートの移設は不可とします。
47	実施方針(案) 別添資料2	28	①	(3)			契約締結リスク	「上記以外の理由による契約締結の遅延・中止」は具体的にどのような事例が想定されるのでしょうか。	具体的に想定していませんが、不可抗力等が想定されます。
48	実施方針(案) 別添資料2	28	①	(6)			税制度変更リスク	P3の事業スケジュールが変更になり、引渡し1月初旬となった場合、市税事務所の判断により1月1日時点で建物が完成しているとみなされ、SPCに固定資産税・都市計画税が課される可能性があります。その負担者は貴庁との理解でよろしいでしょうか。	海上保安庁の検査合格により施設の完成・引渡しとなるため、市税事務所からSPCに固定資産税・都市計画税が課される想定はしていません。
49	実施方針(案) 別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	事業者負担が○※2(物価変動等に一定程度超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する)とありますが、想定される物価変動幅をご教示ください。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。 維持管理費については、入札公告時に示します。
50	実施方針(案) 別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	事業者負担が○※2(物価変動等に一定程度超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する)とありますが、想定される指標をご教示ください。	施設整備費については一般社団法人建設物価調査会の指数、維持管理費については、日本銀行統計局の物価統計、厚生労働省の勤労統計等における本事業に適用する指数の適用を想定していますが、具体的には入札公告時に示します。
51	実施方針(案) 別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	※2で「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とありますが、調整時の協議の際、使用する物価変動の指標について想定されるものがございましたらお教えください。	施設整備費については一般社団法人建設物価調査会の指数、維持管理費については、日本銀行統計局の物価統計、厚生労働省の勤労統計等における本事業に適用する指数の適用を想定していますが、具体的には入札公告時に示します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
52	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	物価変動は、全体スライド、インフレスライド及び単品スライドが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。 維持管理費については、入札公告時に示します。
53	実施方針(案)別添資料2	29	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	※2で「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とございますが、調整時に用いる価格改定の方法として、全体スライド、単品スライド、インフレスライドを採用いただきたい。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。
54	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	建設工事費の物価変動額の計算に採用する指標は国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載のとおり、「受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報も含まれる」と理解してよろしいでしょうか。	施設整備費の物価変動による変更にあたっては、公になっている指標等によることを原則とします。協力企業や資材業者等から提出された内訳明示のある見積書等は基本として認めませんが、状況により採択を検討する場合があります(採択の検討であり、採択の確約ではないことにご留意ください)。
55	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	一般社団法人建設物価調査会の建築費指数は無償で使用できる指数(東京等)としていただけますでしょうか。	一般社団法人建設物価調査会の建築費指数を採用する場合には京都市の指数とします。これに必要な費用は、提案価格に含めて下さい。
56	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	建築費には建築指数(一般社団法人建設物価調査会)、設備費には設備指数(一般社団法人建設物価調査会)を適用とした算定方法としていただけますでしょうか。	建築費について建築指数(一般社団法人建設物価調査会)、設備費について設備指数(一般社団法人建設物価調査会)を適用することについては、否定しません。具体的には、施設整備費の物価変動による変更時に協議により定めるものとします。
57	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	物価変動による建設工事費の改定協議に使用する指標について、一般社団法人建設物価調査会の指数に限定せず、施工業者等の見積書やメーカー等が発行する「価格改定のお知らせ」等も含め、実勢ベースでの物価スライド協議を認めていただけますでしょうか。	物価変動による建設工事費の改定協議に使用する指標は、一般社団法人建設物価調査会の京都市の指標を想定しています。 「価格改定のお知らせ」等については、客観性のある資料と認められる場合は、認める場合があります。
58	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	物価変動の基準の設定において、どこを基準とする予定でしょうか。 例: 入札公告時点、二次審査資料提出時点、落札者決定時点、契約締結時点	物価変動の基準日(起算日)は、入札公告時点とします。
59	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	内閣府による昨年6月の契約ガイドライン改正や事務連絡を踏まえ、サービス対価改定の基準時点(当初の起算日)は予定価格が算出された時点、すなわち入札公告日からそれ以前という理解でよろしいでしょうか。	物価変動の基準日(起算日)は、入札公告時点とします。
60	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	物価変動リスクの算定基準日を予算要求時点からにいただけますでしょうか。	物価変動の基準日(起算日)は、入札公告時点とします。
61	実施方針(案)別添資料2	29	①	(8)			物価変動リスク	※2で「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とございますが、物価変動算定の基準日は公告日という理解でよろしいでしょうか。	物価変動の基準日(起算日)は、入札公告時点とします。
62	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とありますが、一定の部分を明確にご教示願います。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。 維持管理費については、入札公告時に示します。
63	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	「(※2)物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とありますが、一定程度及び一定調整を定量的にご提示いただけますでしょうか。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。 維持管理費については、入札公告時に示します。
64	実施方針(案)別添資料2	29	①	(8)	(※2)		物価変動リスク	※2で「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。」とございますが、一定程度の基準がございましたら、お教えください。	施設整備費については、公共工事標準請負契約約款の第25条第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)を準用することを想定しています。 維持管理費については、入札公告時に示します。
65	実施方針(案)別添資料2	28	①	(8)			物価変動リスク	本事業は工事期間が長期に及ぶことから、予期しない建築・設備コストの大幅な高騰が生じ、既契約の条件では事業継続ができない場合は、「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進部、令和6年7月3日)にあるように、状況に応じて事業契約変更を認めていただけますでしょうか。	施設整備費については一般社団法人建設物価調査会の指数、維持管理費については、日本銀行統計局の物価統計、厚生労働省の勤労統計等における本事業に適用する指数の適用を想定しています。また、維持管理費について急激なインフレ・デフレが生じた場合等、物価統計、賃金統計では対応できない場合の「例外的見直し規定」を、事業契約書等に含めることとします。これらにより「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」(内閣府民間資金等活用事業推進部、令和6年7月3日)の主旨を反映するものとします。以上を踏まえ、維持管理を含め、事業契約変更を認めることとします。
66	実施方針(案)別添資料2	28	①	(10)			不可抗力リスク	不可抗力等により工事の中止期間が工期の1/4以上等(民間(七会)連合協定工事請負契約約款)になった場合は事業者の解除権を認めていただけますでしょうか。	不可抗力等による工事中断に係る事業者の契約解除に関し、中止期間が工期の5/10を超えた時に解除権を認めます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
67	実施方針(案)別添資料2	29	①	(10)	(※3)		不可抗力リスク	※3で「不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては海上保安庁の負担とする。」とございますが、一定の金額について基準がございましたお教えください。	施設整備業務に係る不可抗力は、施設整備業務の契約金額の1%を超える額については海上保安庁が負担します。 維持管理業務に係る不可抗力は、不可抗力事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力事由の発生した年度における維持管理費の1%を超える額については海上保安庁が負担します。
68	実施方針(案)別添資料2	28	①	(10)	(※3)		不可抗力リスク	不可抗力による損害について、「一定の金額までを事業者の負担」とありますが、一定の金額について具体的にご教示願います。	施設整備業務に係る不可抗力は、施設整備業務の契約金額の1%を超える額については海上保安庁が負担します。 維持管理業務に係る不可抗力は、不可抗力事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力事由の発生した年度における維持管理費の1%を超える額については海上保安庁が負担します。
69	実施方針(案)別添資料2	28	①	(11)			金利リスク	当該金利とは割賦金利を構成する基準金利を指していると思料しますが、事業者としては建設期間中に設計費や工事費の支払いに充てる建中ローンを借り入れた場合、その金利も負担します。その基準として一般的にTIBORが採用されますが、一昨年のゼロ金利解除後上昇トレンドが継続し、本事業期間中にどの程度まで上がるか予測できない状況です。つきましては、この建中ローン金利も貴庁のリスク負担(物価変動条項を適用)とすることを検討頂けないでしょうか。	建中金利自体について、単独で市場金利の変動等によるスライド協議の対象とすることは想定していませんが、建中金利は施設整備費に含まれることから、いわゆる「インフレスライド」の対象となります。
70	実施方針(案)別添資料2	28	①	(13)			支払い遅延リスク	「事業者から海上保安庁への支払い」とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	損害賠償金の支払や付帯事業の使用料などの支払い遅延を想定しています。
71	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	「事業契約締結前に予期することができない事業敷地(土地)の瑕疵に起因する増加費用」については、事業者にて事前に想定できず、事業者にて適切にリスク管理できないリスクであり、過度なリスク移転だと考えます。本リスクについては発注者である貴庁の負担としていただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、海上保安庁が増加費用を負担することとなった場合であっても、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
72	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	「事業契約締結前に予期することができない事業敷地(土地)の瑕疵に起因する増加費用」は事業者の負担となっておりますが、事業者で予期することができない事象のため、貴庁負担もしくは見積もり価格の変更をお認めいただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、海上保安庁が増加費用を負担することとなった場合であっても、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
73	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	別添資料2リスク分担表③工事段階(1)工事費増大リスクとして、「事業契約締結前に予期することができない事業敷地(土地)の瑕疵に起因する増加費用」は事業者負担ではなく、貴庁側の負担とすべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、海上保安庁が増加費用を負担することとなった場合であっても、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
74	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	事業契約締結前に予期することができない事業敷地(土地)の瑕疵に起因する増加費用の負担者が事業者になっていますが、その理由をご教示いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、海上保安庁が増加費用を負担することとなった場合であっても、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
75	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	「事業敷地及び解体対象の既存建物等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用」については、全て事業者負担とされておりますが、貴庁の事由によるものは貴庁、事業者の事由によるものは事業者と、明確に分担いただきたい。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、海上保安庁が増加費用を負担することとなった場合であっても、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
76	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	貴庁が公表した資料等に誤りがあったことに起因して工事費増となった場合、貴庁のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	海上保安庁が公表した資料等に誤りがあったことに起因して増加費用が生じた場合は、海上保安庁が当該増加費用を負担します。ただし、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離による立替金利等の費用を負担しません。
77	実施方針(案)別添資料2	1	③	(1)			工事費増大リスク	事業者が調査を実施できるのは事業契約締結後と思料しますが、その時点で工事費増となる事象が判明した場合、貴庁のリスク負担との理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
78	実施方針(案)別添資料2	1	③	(2)			工事遅延リスク	(2)工事遅延リスクに「上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延」は事業者負担とありますが、「※4土壌汚染及び埋蔵文化財の存在により事業者が生じる著しい増加費用は海上保安庁が負担する」が適用された場合は貴庁の負担と理解してよろしいでしょうか。	工事遅延が「土壌汚染及び埋蔵文化財の存在」を原因として生じた場合は、海上保安庁が工事遅延リスク(施設の供用開始の遅延等)を負います。ただし、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
79	実施方針(案)別添資料2	1	③	(6)			地中埋設物リスク	「あらかじめ想定し得ない地中埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等」について、事業者にて事前に想定できず、事業者にて適切にリスク管理できないリスクであり、過度なリスク移転だと考えます。本リスクについては発注者である貴庁の負担としていただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
80	実施方針(案)別添資料2	1	③	(6)			地中埋設物リスク	貴庁が負担するのは土壌汚染及び埋蔵文化財に限定されていますが、過去に存在した建物の基礎や杭、巨大な岩石、不発弾、人骨など事業者起因しないものを事業者が負担するのは困難であるため、貴庁の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討します。ただし、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離により生じる立替金利等の費用を負担しません。
81	実施方針(案)別添資料2	1	③	(6)			地中埋設物リスク	(※4)土壌汚染及び埋蔵文化財の存在により事業者が生じる著しい増加費用は海上保安庁が負担する」とありますが、著しさを定量的にご提示いただけますでしょうか。	実際に当該事情が生じた際の協議によりますので、現時点で「著しさ」を定量的にお示しすることはできません。海上保安庁は当該増加費用について合理的な範囲で支払います。なお、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離による立替金利等の費用を負担しません。
82	実施方針(案)別添資料2	1	③	(6)			地中埋設物リスク	(※4)土壌汚染及び埋蔵文化財の存在により事業者が生じる著しい増加費用は海上保安庁が負担する」とありますが、全額負担としていただけますでしょうか。	海上保安庁は当該増加費用について合理的な範囲で支払います。なお、国の予算措置に係る制度の関係上、当該増加費用の請求年度中に支払ができない場合があることにご留意ください。海上保安庁は、当該請求時期と支払時期の乖離による立替金利等の費用を負担しません。
83	実施方針(案)別添資料2	1	③	(7)			環境対策リスク	別添資料2リスク分担表③工事段階(7)環境対策リスクとして、近隣対策の実施とありますが、本施設周辺のどの程度の範囲までを近隣と定義していただけますでしょうか。	実施方針に示す、令和7年4月下旬に実施する現地説明会において示します。
84	実施方針(案)別添資料2	2	④	(14)			付帯事業リスク	学生数の変動(減少)は事業者ではコントロールできないため、両者の協議としていただけないでしょうか。	付帯事業の提案は必須としていないため、海上保安庁は付帯事業に係るリスクを一切負いません。
85	実施方針(案)別添資料2	2	④	(14)			付帯事業リスク	需要(学生数)変動により事業性が確保できなくなった場合、事業者の意思により罰則なしで当該付帯事業を中止・解約できるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の中止・解約に伴う罰則を設けることは想定していませんが、付帯事業の中止・解約の場合は、付帯事業の実施部分の中止・解約後の利用方法を含む海上保安庁との協議、海上保安庁の承諾を必要とします。
86	実施方針(案)別添資料2	2	④	(14)			付帯事業リスク	別添資料2リスク分担表④維持管理段階(14)付帯事業リスクについて、需要(学生数)変動は事業者負担とありますが、貴庁側で学生数を調整し、当初見込みから学生数が減少した場合、付帯業務の事業縮小等に大きな影響がでるため、使用料及び使用期間の見直し、途中解約などを別途協議としていただけないでしょうか。	付帯事業の提案は必須としていないため、海上保安庁は付帯事業に係るリスクを一切負いません。
87	実施方針(案)別添資料2							リスク分担表以外のリスクとして、建築費の算定において国土交通省発注工事で適用されている遠隔地からの建設資材等の調達に要する費用を計上いただけますでしょうか。	遠隔地からの建設資材等の調達に要する費用について、想定していません。
88	実施方針(案)別添資料2							リスク分担表以外のリスクとして、建築費の算定において国土交通省発注工事で適用されている遠隔地からの労働者確保に要する費用を計上いただけますでしょうか。	遠隔地からの労働者確保に要する費用について、想定していません。
89	実施方針(案)別添資料2	1,2					リスク分担表	別添資料2リスク分担表の③以降のページについて、正しくはP30、P31となりますでしょうか。	修正します。
90	要求水準書(案)	2	1	6	(2)		事業期間終了時の水準	「概ね2年以内の修繕(中略)または事業者が設置する機器等の更新を必要としないと判断できる状態」とありますが、結果的にその修繕等が発生してしまった場合は貴庁が負担するという理解でよろしいでしょうか。	海上保安庁の使用法に起因する場合や不可抗力等、事業者には帰責性がない場合の修繕費等については、海上保安庁の負担とします。協議を経て事業者の責に帰すると合理的に判断される場合は、契約不適合を構成するものとし、SPCが解散している場合であっても出資者に対して修繕費等を請求するものとします。
91	要求水準書(案)	2	1	7			本事業におけるICTの活用	「本事業の実施にあたっては積極的にICTを活用し、生産性及び品質の向上を図るものとする。」とございますが、事業中にどのような実施をしているかチェックがあるということでしょうか。	事業者提案の中で施設整備期間中及び維持管理期間中の「セルフモニタリング」について提案を求めている予定です。「ICTの活用等の状況」についてもセルフモニタリングに含まれると理解しています。海上保安庁は、提案された「セルフモニタリング」を踏まえ、事業の実施状況に係るモニタリングを行います。
92	要求水準書(案)	2	1	7			本事業におけるICTの活用	「本事業の実施にあたっては積極的にICTを活用し、生産性及び品質の向上を図るものとする。」とございますが、モニタリング等のチェックを行う場合にどのような視点で評価を行うのか、どのようなことを事業者に求めるのか具体的に事例をご提示いただけないでしょうか。	事業者提案の中で施設整備期間中及び維持管理期間中の「セルフモニタリング」について提案を求めている予定です。「ICTの活用等の状況」についてもセルフモニタリングに含まれると理解しています。海上保安庁は、提案された「セルフモニタリング」を踏まえ、事業の実施状況に係るモニタリングを行います。事業者提案に基づくため、具体的な事例はお示しできません。
93	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	「施設整備業務には、維持管理業務の事業準備期間も含むものとする」とありますが、維持管理業務の事業準備はどのような内容で、どのくらいの期間を要するのかご教示いただきたい。	事業者の提案によります。あくまでも要求水準書に示す維持管理業務に係る準備期間であり、新施設への入居・移転等(引越)は海上保安庁側で行うため、事業者の行う維持管理業務の準備とは関係ありません。
94	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	「施設整備業務には、維持管理業務の事業準備期間も含むものとする」とありますが、維持管理業務の事業準備は貴庁により実施されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。あくまでも要求水準書に示す維持管理業務に係る準備期間であり、新施設への入居・移転等(引越)は海上保安庁側で行うため、事業者の行う維持管理業務の準備とは関係ありません。
95	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	解体撤去のスケジュールは開始時期は新設施設の引渡し直後、移設作業が必要かと思われませんが、引渡しの何か月後から解体・撤去を実施してよろしいのでしょうか。	本回答と同時に公表する「実施方針 P3 1(1)キ 事業スケジュール(予定)」の施設整備期間に解体・撤去期間も含むものとします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
96	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	渡り廊下(講堂-学生寮)(厚生棟-学生寮)やプロパン庫の解体時期は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	渡り廊下(講堂-学生寮)は、「車庫、青葉寮」の解体と併せて実施してください。渡り廊下(厚生棟-学生寮)及びプロパン庫は、「仰青寮」の解体と併せて実施してください。
97	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	解体の業務完了時期に関しては、ご提示いただいた期限よりも前倒しが可能であり、各棟の解体業務開始日も事業者による提案という認識でよろしいでしょうか。	解体の業務完了時期の前倒しは可能ですが、施設整備・引渡しの前倒しは不可とします。本回答と同時に公表する「実施方針 P3 1(1)キ 事業スケジュール(予定)」の施設整備期間に解体・撤去期間も含むものとします。
98	要求水準書(案)	4	1	4	1		施設整備業務の期間	解体の業務完了時期に関しては、ご提示いただいた期限よりも前倒しが可能な場合、解体完了を前倒しにすると、維持管理業務の開始時期も前倒しになり、その分の維持管理業務費は引き渡し時期に合わせて追加増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	解体の業務完了時期の前倒しは可能ですが、施設整備・引渡しの前倒しは不可とします。よって、ご質問の維持管理業務費に係る追加増額はありませぬ。
99	要求水準書(案)	5	2				周辺のインフラ整備状況	インフラ接続の検討・提案に際して、敷地内の既存インフラ資料を提示いただけないでしょうか。	参考資料2-4に追加します。
100	要求水準書(案)	5	2	5	3	(1)	埋蔵文化財の調査について	埋蔵文化財が発見された場合の施設整備期間延長や施設整備費の増額は、貴庁負担の理解で宜しいでしょうか。	埋蔵文化財の発見に起因するリスク(増加費用発生、工事遅延等)については、海上保安庁が負うものとします。
101	要求水準書(案)	7	3	1	4		事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属スタッフは事業者を構成する企業から選任すれば良く、事業者を構成する企業の管理下であれば、その企業からの業務委託先でも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	総括代理人及び総括代理人直属スタッフは、事業者を構成する企業の管理下であれば、その企業からの業務委託先でも可能です。但し、事業者間で確実に情報等が共有されていることが前提となります。
102	要求水準書(案)	7	3	1	4		事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属スタッフは経営管理業務を担う企業からの再委託としても可能としていただけないでしょうか。働き方改革や人員不足への対応のために人員配置及び業務品質確保に柔軟に対応したいためです。	経営管理業務を担う企業が構成員又は協力企業として参加していることを前提に再委託を認めます。
103	要求水準書(案)	10	4	2	3		環境保全について先導的な公共建築の実現	「総合的な対策を講じた環境負荷低減に配慮した施設整備を行う。」とございますが、ZEB認証までは必要ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、ZEB認証は不要です。ただし、建築物環境配慮制度(CASBEE)の建築物の環境効率(BEE 値)が1.0以上となるように計画してください。
104	要求水準書(案)	11	4	3	1	(1)	施設の規模・構造等	b.階数:「可能な限り低層階となる提案とする。」とありますが、特に学生寮の想定建設場所は建築できる面積に限りがあるように思われます。計画するにあたり新設の各建物において最大何階までであれば許容されるか、ご教示いただけないでしょうか。	階数の上限はありませんが、職員や学生が利用することを考慮した階数としてください。
105	要求水準書(案)	16	4	3	3		配置計画の条件	新教舎兼複合訓練棟と既存の教舎との連絡について、渡り廊下を設置することでよろしいでしょうか。また、車庫との配置関係により、車両動線部の渡り廊下の天井高さを車庫に駐車する車両の高さ以上に設定することでよろしいでしょうか。	新教舎兼複合訓練棟と既存教舎との連絡用に渡り廊下の設置をお願いします。なお、事業者提案によりますが、車庫に入庫する車両が新設渡り廊下を横断する計画となっている場合には、渡り廊下の天井高さはそれを考慮した計画としてください。バスの動線と重ならない場合は高さに指定はありません。
106	要求水準書(案)	30	4	5	1	(4)	外装計画a.	「本施設の全体にわたり統一感のある計画」について、連続性やつながりを考慮する際に重きをおく既存棟は本館と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、新設施設と本館との連続性やつながりを考慮した計画としてください。
107	要求水準書(案)	31	4	5	1	(4)	外装計画g.i.	玄関や周囲の連続する開口部以外の屋外に面する建具について、ステンレス製あるいはアルミ製とすべきでしょうか。亜鉛メッキ下地、塗装仕上も選択可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第4節の施設計画(基本的性能)を満たす計画としてください。質問の項目内の(g)及び(i)に記載している同等以上の素材であれば、選択可能です。
108	要求水準書(案) 別添資料2-1-1	14	4	3	1	(2)	a.新築建物の概要と想定床面積	ii 学生寮(I期)の食堂面積は「提案による」とありますが、1人あたりの必要面積の目安をご教示いただけないでしょうか。	新営一般庁舎面積算定基準では、800人の職員に対して、338㎡(0.423㎡/1人)となっています。現在の食堂の要望面積では、0.241㎡/1人となっています。
109	要求水準書(案) 別添資料2-1-1	14	4	3	1	(2)	a.新築建物の概要と想定床面積	ii 学生寮(I期)の食堂には面積は「提案による」との記載があり、別添資料2-1-1 ii.新学生寮(第1期)B10食堂では想定面積:199.55㎡、面積の考え方:B「事業者提案提案とし、余裕を持った面積を確保する」、「同時に827人が食事で使用」との記載があります。想定面積の199.55㎡ですと1人あたり0.24㎡となりますが同時に827人が食事で使用する面積を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	199.55㎡は誤記となります。想定面積は約820㎡となり、同時に827人が食事可能な面積を確保してください。
110	要求水準書(案)	14	4	3	1	(2)	(b) ii.新学生寮(第I期)	B1寮室の検討にあたり、参考に学生の男女人数の情報をご教示願います。	現在は男:女/5:1で女性は約100名程度です。なお、男女比率は毎年度の採用人数により変動します。
111	要求水準書(案)	14	4	3	1	(2)	(b) ii.新学生寮(第I期)	C1寮室の検討にあたり、参考に学生の男女人数の情報をご教示願います。	現在は男:女/5:1で女性は約100名程度です。なお、男女比率は毎年度の採用人数により変動します。
112	要求水準書(案)	15	4	3	1	(2)	(b) ii.新学生寮(第I期)	C12、13学生課更衣室(男性・女性)の検討にあたり、参考に利用職員の男女人数の情報をご教示願います。	現在は男11人、女1人となっています。なお、男女比は人事異動により変動するため、男性15名、女性5名程度の使用想定で提案してください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
113	要求水準書 (案)	16	4	3	1	(2)	b.撤去建物・工作物の概要と床面積	撤去建物・工作物の地業(杭・地盤改良等)の仕様、位置がわかる資料を提示いただけないでしょうか。	青葉寮・第二厚生棟の資料を参考資料3-9として公表します。 仰青寮の資料については、現地説明会又は現地見学会で提示いたします。 第二実習場の資料はありません。
114	要求水準書 (案)	19	3	4	2	(1)	環境保全性	「最新技術の導入に努めることとする」とありますが、入札時に提案した技術が施設整備時に陳腐化されている際に、さらなる最新技術を採用する場合には、貴庁の指示によるものとして、実施方針(案)別添資料リスク分担保より増加費用等は貴庁にご負担していただけないという理解でよろしいでしょうか。	提案時における最新の機器を導入してください。ただし、事業開始後に、提案時とは異なる機器の導入を海上保安庁から指示した場合の増加費用等は、海上保安庁が負担します。
115	要求水準書 (案)	20	4	4	3	(1)	a.耐震	耐震安全性の目標は「官庁施設の総合耐震・津波計画基準・同解説」に従い構造体はⅠ類とするとあるが、耐力の割増しのみならず、大地震の層間変形角の制限値を満足させるとの理解で宜しいでしょうか。	耐震性能に誤りがありました。構造体はⅡ類ですので、同類型に応じた性能としてください。
116	要求水準書 (案)	21	4	4	3	(1)	防災性	③建築設備に関する耐震性能について、給水ポンプおよび受水タンク、排水ポンプは耐震性を持たせ非常電源を確保するとあり、手法は上記エによるとされておりますが、エの記載が抜けております。エの内容をご教示いただきたい。	該当箇所のなお書き部分は、不要な内容であるため、削除します。
117	要求水準書 (案)	23	4	4	3	(1)	防災性	高潮に対する安全性の目標が求められていますが、別添資料2-4にて、京都府マルチハザード情報提供システムにおいて当該敷地の高潮による浸水想定はないとあります。高潮による浸水はないという想定の下、安全性を評価すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、高潮による浸水はないという想定の下、安全性を評価してください。
118	要求水準書 (案)	32	4	5	1	(5)	内装計画	梁型や各種設備機器及びその横引き配管は、天井内に隠蔽するとありますが、メンテナンスや更新、改修の効率性向上、コスト削減のために、一定の化粧性を持たせた上で、天井材をなくすといった天井の隠蔽をなしとすることは可能でしょうか。	天井材を無くすことは可能としますが、下記の諸室については、天井の隠蔽の有無を十分検討してください。 ・食事を行う等、衛生面を重視する諸室 ・OA機器を使用する諸室
119	要求水準書 (案)	35	4	5	1	(9)	駐車場	車庫①及び車庫②のスペースの検討にあたり、駐車される車両タイプや台数などの情報をご教示願います。	車両タイプは、別添資料2-1-1に記載のとおりです。 車庫① ・スクールバス2台(いすゞ エルガ)(長さ×幅×高さ:1078×249×318) 車庫② ・官用車2台(ミニバン2台)(長さ×幅×高さ:493×185×193) ・草刈りトラクター2台
120	要求水準書 (案)	36	4	5	1	(10)	駐輪スペース	駐輪スペースの検討にあたり、現在、教職員と学生が利用している自転車、バイク等のおおよその台数情報をご教示願います。	各建物付近には3～5台程度の駐輪スペースを計画してください。 なお、工事期間中既存駐輪場が使用できなくなる場合は代替の仮設を検討してください。
121	要求水準書 (案)	37	4	5	2	(1)	電気設備	施設計画及び解体計画のため、既存の敷地内受電経路及び配電経路等のインフラ整備状況がわかる資料を開示いただきたい。	参考資料2-4に追加します。
122	要求水準書 (案)	38	4	5	2	(1)	b.電力設備・動力設備	(h)に記載の貴庁が指定する部屋の情報をご教示願います。	本館1階当直室及び新学生寮(第Ⅱ期)当直教官室(正直)を指定室とします。
123	要求水準書 (案)	38	4	5	2	(1)	c.受変電設備	(j)に記載の太陽光発電装置の設置は、本事業対象施設の4施設のうち、最低1施設に設置すれば良いのでしょうか。また外部に表示を出力する機能を有するものとするとは、本事業敷地内で確認できれば良いという理解で宜しいでしょうか。	関係法令等に基づく設置を最低数とします。 また、外部に表示を出力する機能については、本事業敷地内で確認できれば良いものとしますが、可能な限り、各施設ごとに確認できる提案としてください。
124	要求水準書 (案)	38	4	5	2	(1)	c.受変電設備	(k)に記載の貴庁が手配する自家用発電装置の台数や機器詳細情報をご教示願います。また電力供給先は本事業対象の4施設で、設置場所は事業者の提案で宜しいでしょうか。	自家用発電装置の想定は5.5kva程度の持ち運び可能なポータブルタイプの想定です。 電源供給先は本事業で提案するのは新設する4施設です。 自家用発電装置提案の建物規模等に合わせて海保で調達するので、必要台数及び参考機器を合わせて提案してください。
125	要求水準書 (案)	38	4	5	2	(1)	d.構内情報通信網整備	LANを利用した通信費は、別途貴校にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務に必要な通信費を除き、事業者負担とします。 本事業において必要な通信費のみ、海上保安庁で負担します。
126	要求水準書 (案)	39	4	5	2	(1)	i.防犯設備	事業者側で電線管を配置することと記載がありますが、貴庁が想定される防犯カメラ設置計画については機密情報のため入札公告時点での情報開示は難しいと思いますが、落札者決定後の設計協議の際、可能な範囲で事業者側に情報提供いただけますでしょうか。その後の防犯カメラ設置工事がスムーズに実施できると思われます。	想定防犯カメラは「パナソニック ネットワークカメラ MV-4550L」と同等品を想定しています。 また、防犯カメラ設置計画について落札者決定後の設計協議の際、可能な範囲で事業者側に情報提供可能です。
127	要求水準書 (案)	39	4	5	2	(1)	j.火災報知設備・自動閉鎖設備	新設施設と既存施設の連携を図るため、火災報知設備・自動閉鎖設備の敷地内連携や系統図等の整備状況をお教示いただきたい。	参考資料3-10として公表します。
128	要求水準書 (案)	39	4	5	2	(1)	j.火災報知設備・自動閉鎖設備	(a)に記載の貴庁が指定する部屋の情報をご教示願います。	本館1階当直室及び新学生寮(第Ⅱ期)当直教官室(正直)を指定室とします。

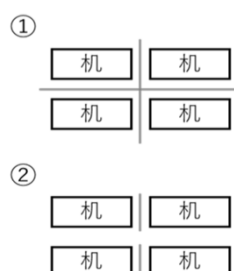
	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
129	要求水準書 (案)	40	4	5	2	(2)	b.空気調和設備	(m)に記載の貴庁が指定する部屋の情報をご教示願います。	各新築建物の空調機械室及び本館1階当直室とします。 なお、各建物機械室に設置する操作盤については、当該操作盤が設置された建物に対応する操作盤のみとし、本館1階当直室には新設4棟すべての操作盤を設置してください。
130	要求水準書 (案)	40	4	5	2	(2)	b.空気調和設備	「空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ適度に細分化し、かつ間仕切り等の変更に際し、柔軟に対応できるものとする」とありますが、学生寮以外の新設施設も中央管理が不要という理解でよろしいでしょうか。	新設する4棟すべてで中央管理が必要です。
131	要求水準書 (案)	40	4	5	2	(2)	b.空気調和設備	空調遠隔操作盤は貴庁が指定する部屋に設置するとありますが、適正な施設計画及びコスト算出のため、提案時点の設置の有無、設置場所等提案時点での設定条件をお示しいただきたい。	各新築建物の空調機械室及び本館1階当直室とします。 なお、各建物機械室に設置する操作盤については、当該操作盤が設置された建物に対応する操作盤のみとし、本館1階当直室には新設4棟すべての操作盤を設置してください。
132	要求水準書 (案)	41	4	5	2	(2)	c.換気設備	(f)に記載の諸室等の熱の排除方式については、入札時点では事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、入札時点では事業者の提案とします。
133	要求水準書 (案)	41	4	5	2	(2)	f.給水設備	(e)に記載の諸室等の熱の排除の方式については、入札時点では事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、入札時点では事業者の提案とします。
134	要求水準書 (案)	44	4	6	2	(1)	建設工事費コスト管理計画書の作成	建設工事費コスト管理計画書の内容について工種別内訳書の提出が基本設計終了時となっておりますが、各工種別の内訳金額については実施設計完了後の精算見積時に行うものと考えます。そのため記載の「基本設計終了時」を「実施設計終了時」として頂けないでしょうか。	建設工事費コスト管理計画書の作成については「実施設計終了時」とします。
135	要求水準書 (案)	45	4	6	2	(3)	コスト削減報告書の作成	コスト削減を図った内容を記載とありますが、何と比較してコスト削減が図れたのか比較の基準をご教示願います。	コスト削減を図った内容については、具体的な効果を整理するのではなく、コスト削減を目的に実施した内容を整理してください。
136	要求水準書 (案)	46	4	6	2	(5)	設計・施工工程表の作成	設計・施工工程表の作成について、「本事業の施設整備業務着手前まで」に貴庁との協議及び作成が求められておりますが、施設整備業務着手前とは、事業契約後の基本設計着手前という理解でよろしいでしょうか。	設計・施工工程表の作成については、ご理解のとおり、事業契約後の基本設計着手前です。
137	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(7)	事業者パンフレットの作成	パンフレットの用紙サイズや縦横指定などありましたら、ご教示願います。	A4縦仕上がり2つ折り(開くとA3)で左開きを基本としてください。
138	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	海上保安学校に至る近隣動線について大型車両等の通行規制等はないものと考えてよろしいでしょうか。	法令・条例としての通行規制はありませんが、工事車両は、国道27号の中総合会館口の交差点から雁又トンネルを通行して海上保安学校へアクセスしてください。
139	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	海上保安学校に至る近隣動線について、大型車両等の通行に際し、近隣協議が必要となる団体等がございましたらお教えください。	実施方針に示す、令和7年4月下旬に実施する現地説明会及び現地見学会において示します。
140	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	近隣協議により車両の通行規制等があった場合の工期の遅延については事業者負担のリスクと考える必要がございますでしょうか。	事業者には帰責性がない場合の交通規制等による工事遅延等のリスクは、海上保安庁が負うものとします。
141	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	近隣説明会等で近隣の理解が得られなかった場合のリスクは事業者負担と考える必要がございますでしょうか。	近隣対応について、近隣理解が得られないことに関して、事業者には責がある場合のリスクは事業者が負うものとします。事業者には責がない場合は、海上保安庁がリスクを負うものとします。
142	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	「工事期間中の重機等車両の通行にあつては、海上保安庁が指定する区間では減速走行とし、同区間に交通誘導員を適切に配置すること。」とございますが、指定区間についてお教えください。	実施方針に示す、令和7年4月下旬に実施する現地説明会及び現地見学会において示します。
143	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対応	「工事期間中の什器等車両の通行にあつては、海上保安庁が指定する区間では減速走行とし、同区間に交通誘導員を適切に配置すること。」とありますが、貴庁が指定する区間をご教示願います。	実施方針に示す、令和7年4月下旬に実施する現地説明会及び現地見学会において示します。
144	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	「工事期間中の重機等車両の通行にあつては、海上保安庁が指定する区間では減速走行とし、同区間に交通誘導員を適切に配置すること。」とございますが、適切な交通誘導員とは何名程度を想定されておりますでしょうか。	実施方針に示す、令和7年4月下旬に実施する現地説明会及び現地見学会において示します。
145	要求水準書 (案)	47	4	6	2	(12)	近隣対策	「工事用車両通行路については、学校敷地の内外に関わらず、工事前に現状を確認し、損傷があった場合は現状復旧をする。なお、現状確認においては、写真撮影・測量のうえ土地所有者又はその代理人の確認を実施し、復旧においても土地所有者又はその代理人の立会を求め、復旧箇所を特定すること。」とございますが、敷地外の現状確認範囲についてお教えください。	敷地内は工事車両通行路すべてとします。 敷地外については事業者説明会及び現地見学会で示します。
146	要求水準書 (案)	54	4	6	6	(9)	海上保安庁が行う別途業務への協力	事業者の本事業以外の別工事への協力が、事業者の想定以上の業務負担となり本事業の業務へ影響が懸念される場合、協力内容や別途費用の請求などを協議させていただけますでしょうか。	事業者の本事業以外の別工事への協力が、事業者の想定以上の業務負担となり本事業の業務へ影響が懸念される場合、必要に応じ、協議に応じます。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
147	要求水準書 (案)	61	5	2	2	(1)	業務内容	清掃についての業務範囲をご教示ください。 新学生寮の寮室のリネン交換や、浴室の清掃も含まれますでしょうか。	清掃範囲は、新設4棟については廊下、トイレなどの共有部分(ただし、新学生寮については居室にあるフロアについては、廊下、トイレ等の共有部分含めて対象外とする)とします。
148	要求水準書 (案)	61	5	1	2	(3)	本事業に含まれていない業務	施設内への入退館の受付管理や監視カメラの監視業務などの警備業務は業務対象外という理解で宜しいでしょうか。	施設内への入退館の受付管理や監視カメラの監視業務などの警備業務対象外です。
149	要求水準書 (案)	61	5	1	3	(1)	業務の実施体制	維持管理業務に係る海上保安庁との連絡窓口を管理統括責任者が担うことは可能でしょうか。	可能ですが、SPC内で維持管理業務に係る情報を共有するようにしてください。
150	要求水準書 (案)	61	5	1	3	(5)	緊急時に迅速かつ適切に対応することができる体制の確保	開庁時間外の緊急連絡先の提示や、駆付け体制を確立しておけば、開庁時間外の現地への配置は求めないという理解でよろしいでしょうか。	緊急連絡・対応体制が整備されている前提で、開庁時間外の現地への配置は求めません。
151	要求水準書 (案)	62	5	1	5	(3)	計画書等の作成、提出等	業務実施計画の作成にあたり、貴庁の本事業地内での年間行事予定を可能な範囲で開示いただけますでしょうか。	年間行事予定は、別添資料2-2に記載のとおりです。別添資料2-2以外の情報は、必要に応じて情報を開示します。
152	要求水準書 (案)	62	5	1	5	(3)	長期修繕計画書	提出期日は「業務開始時」となっておりますが、二次審査資料提出時は長期修繕計画の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。また、総額は入札公告時に示されるのでしょうか。	長期修繕計画の提出は、ご理解のとおりです。入札価格は、公表しませんが、海上保安庁が想定する修繕を踏まえた入札価格を設定しています。
153	要求水準書 (案)	64	5	1	5	(4)	報告書の作成、提出等	業務日報の貴庁への提出方法については毎日のやり取りのため、貴庁担当者様へ電子メールや、事業者の維持管理システム等での電子データでの提出もお認めいただけますでしょうか。	電子メールや、事業者の維持管理システム等での電子データの提出は認めますが、連絡窓口を明確にしてください。
154	要求水準書 (案)	64	5	1	5	(4)	報告書の作成、提出等	「業務実施報告書とその他の報告書の提出期限は、各月を対象とし、対象月翌月の5開庁日以内、各半期末の翌日から起算して5開庁日以内」と記載されていますが、機器メーカー等で保守点検を実施した場合、各社からの報告書の取り纏めが必要なため、10開庁日に期間を伸ばしていただけないでしょうか。	月次で提出する業務実施報告書とその他の報告書の提出期限について、提出期限を10開庁日とします。
155	要求水準書 (案)	65	5	1	5	(7)	国等が行う別途業務へ協力 a.	「本事業以外の事業」というのは具体的にどのような事業のことかご教示いただけますでしょうか。	現時点では具体的に想定していません。
156	要求水準書 (案)	65	5	1	5	(7)	国等が行う別途業務へ協力 b.	b.に記載の資料作成等の協力については、事業者の想定以上の業務負担となり本事業の業務に影響が懸念される場合、協力内容や別途費用の請求などを協議させていただきますでしょうか。	事業者の本事業以外の別事業への協力が、事業者の想定以上の業務負担となり本事業の業務に影響が懸念される場合、必要に応じ、協議に応じます。
157	要求水準書 (案)	67	5	2	1	(1)	a.建築物点検保守に係る要求水準 (c)	エレベーターの保守はメーカーによるフルメンテナンスを前提条件とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、エレベーターの保守はメーカーによるフルメンテナンスを前提条件とします。
158	要求水準書 (案)	67	5	2	1	(1)	a.建築物点検保守に係る要求水準 (e)	a.(e)に記載に業務の想定される頻度(年度で1~2回程度など)をご教示願います。	年1回程度とします。
159	要求水準書 (案)	68	5	2	3		事業用地内の環境保全業務	「海上保安庁が指定する範囲」とありますが、維持管理業務の計画検討のため、提案時点で想定すべき環境保全業務の対象範囲をお示しいただきたい。	本事業で整備した範囲としてください。
160	要求水準書 (案)	68	5	2	3		事業用地内の環境保全業務	貴庁が指定する範囲内と記載がありますが、見積りに大きく影響する部分ですので明確な範囲をご教示願います。	本事業で整備した範囲としてください。
161	要求水準書 (案)	68	5	2	3		事業用地内の環境保全業務	ごみの収集、処分費の算出にあたり、既存施設のごみの発生量や処分費の情報を開示願います。	ごみの収集は、本事業の清掃業務範囲内で発生したごみを対象とし、海上保安学校の敷地内にある集積所までの運搬を民間事業者の業務範囲とします。ごみの処分は海上保安庁で実施するため、民間事業者の業務範囲外とします。
162	要求水準書 (案)	68	5	2	3		事業用地内の環境保全業務	産業廃棄物の処分については、排出事業者が廃棄する義務があるため対象外という理解で宜しいでしょうか。	産業廃棄物の処分は、海上保安庁で行います。
163	要求水準書 (案)	69	6	1			業務内容	P14にある新学生寮(第I期)の諸室に食堂・食洗場・炊事場・炊事場事務室がありますが、これらを用いた食事の提供は事業者の業務としてマストではない(提案しない場合は別途貴庁にて公募する)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、食堂・食洗場・炊事場・炊事場事務室の使用による食事の提供は、海上保安庁が別業務として委託するため、本事業の業務範囲外です。
164	要求水準書 (案)	69	6	1			事業内容	新設建物にどのような民間施設があるとよいかなどのアンケートを、学生や職員にされておられましたら、内容をご開示いただけますでしょうか。	コンビニ・ATMなどの回答がありました。
165	要求水準書 (案)	69	6	1			業務内容	付帯業務で具体的にイメージされている事業があればご教示ください(例:コンビニ、レストラン等)。	コンビニ・ATMなどの回答がありました。
166	要求水準書 (案)	69	6	2			付帯事業の前提条件	学生の利便性の向上が期待されることを目的とすると思いますが、想定もしくは要望している事業がございましたら、お教えください。	コンビニ・ATMなどの回答がありました。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
167	要求水準書 (案)	69	6	1			業務内容	付帯事業は事業者の任意提案のため、実施しないことでペナルティはない理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の提案は必須ではありません。ただし、付帯事業を提案した場合、提案した事業を実施してください。なお、実施後に不採算等による付帯事業の中止・解約についてペナルティはありません。
168	要求水準書 (案)	69	6	2			付帯事業の前提条件	付帯事業は任意提案のため、採算が合わずに事業を撤退する場合、ペナルティなどはないという認識でよろしいでしょうか。	付帯事業の中止・解約に伴う罰則を設けることは想定していませんが、付帯事業の中止・解約の場合は、付帯事業の実施部分の中止・解約後の利用方法を含む海上保安庁との協議、海上保安庁の承諾を必要とします。
169	要求水準書 (案)	69	6	2			付帯事業の前提条件	学生の利便性の向上が期待されることを目的とするとありますが、既存の売店や自動販売機等で販売しているもの(菓子類、飲料、文房具等)をお教えいただきたい。	売店販売物品 ・カップラーメン・ジュース・お菓子などの食料品 ・歯ブラシ、シャンプー、靴下などの日用品 ・タバコ、切手・レターパック、皮手袋等 ・郵便、ヤマト運輸の配送受付 自動販売機販売品 ・ジュース・カップラーメン・ドーナツ
170	要求水準書 (案)	69	6	2			付帯事業の前提条件	付帯事業の検討にあたり、既存施設内にある売店の概要や(規模、販売商品の内容、営業時間など)や自動販売機の設置個所、台数などの情報を開示いただけますでしょうか。	売店販売物品 ・カップラーメン・ジュース・お菓子などの食料品 ・歯ブラシ、シャンプー、靴下などの日用品 ・タバコ、切手・レターパック、皮手袋等 ・郵便、ヤマト運輸の配送受付 売店営業時間 ・平日 1100～1930 ・土曜 1200～1700 日曜は休み 売店店舗面積 ・約35㎡ 自動販売機設置台数 18台 (青葉寮1台、仰青寮5台、厚生棟4台、海青寮6台、研修センター1台、教舎1台)
171	要求水準書 (案)	69	6	2	(2)		付帯事業の前提条件	付帯事業は貴庁より本施設の一部の使用許可を受けて実施するもので、事業者が新たに建物を整備して実施する認識ではないとの理解でよろしいでしょうか。	提案によります。本施設の一部の使用許可に基づき実施する場合の他、事業用地の一部の使用許可により、付帯事業に供する建物を事業者において整備し、付帯事業を実施することについても否定するものではありません。但し、この場合、海上保安庁は当該建物の整備費用を負担しません。
172	要求水準書 (案)	69	6	2	(5)		付帯事業の前提条件	使用料は協議となっておりますが、海上保安学校側でイメージしている使用料の目安があればご教示ください。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
173	要求水準書 (案)	69	6	5			使用料	付帯事業の検討にあたり、使用料の目安をご提示いただくと検討が深堀できますので可能であればご提示願います。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
174	要求水準書 (案)	69	6	5			使用料	「海上保安学校と協議のうえ、決定する」とありますが、決定にあたり算定方法や参考となる単価などご教示ください。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
175	要求水準書 (案)	69	6	5			付帯事業(任意) 使用料	使用料については協議とありますが、土地を借りた場合の面積当たり使用料をご提示いただけますでしょうか。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
176	要求水準書 (案)	69	6	5			付帯事業(任意) 使用料	使用料については協議とありますが、建物を借りた場合の面積当たり使用料をご提示いただけますでしょうか。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
177	要求水準書 (案)	69	6	5			使用料	付帯事業の行政財産使用料が「海上保安学校と協議のうえ、決定する」となっておりますが、提案時点では事業者側からの提案として金額を設定し、基本的にはその提案金額を採用いただけるという理解でよろしいでしょうか。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。
178	要求水準書 (案)	69	6	5			使用料	付帯事業の行政財産使用料が「海上保安学校と協議のうえ、決定する」となっておりますが、貴庁と協議のうえ、提案金額と決定金額に乖離があり、事業が実施できない場合には、付帯事業を実施しないことも可能という理解でよろしいでしょうか。	使用料については、昭和33年1月7日蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」に基づいて算定することを想定しています。 なお、事業者の評価において付帯事業の提案を+αで評価するため、付帯事業を提案した場合は必ず実施してください。
179	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	1	A19				図書室	利用人数の最大(400人)に対して、面積が240㎡程度となっております。利用人数に間違いはないでしょうか。	同時使用での最大人数は60名程度を想定しています。
180	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	1	A28				一般事務室	面積の考え方がA(要望面積を基本とする。)に対して、面積(想定)が0㎡となっております。どちらの記述が正しいのでしょうか。	505.81㎡を基本とします。
181	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	1	A28				一般事務室	一般事務室の利用人数はどの程度でしょうか。	100～150人程度で年度によりフレキシブルに変更する想定しています。
182	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	1	A31				職員更衣室	1度に43人が利用する想定で計画することです。よろしいでしょうか。	利用人数は最大150人に修正します。 150人程度で適切な面積とし、各課毎にフレキシブルに分けられるように6分割程度に分割できるように計画してください。
183	要求水準書 (案)別添資料 2-1-1	3	B1 C1				新学生寮	寮室の一人当たりの面積について、新学生寮(第I期)が約15㎡、新学生寮(第II期)が約16.5㎡で、それぞれ異なるという認識でよろしいでしょうか。	寮室の面積(想定)には、個室及び共有スペースで構成されています。寮室の個室の面積は、8㎡/1室程度としてください。 共有スペースの面積は新学生寮(第I期)と新学生寮(第II期)は同等としてください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
184	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	B6				浴場	面積(想定)は、浴場内の面積で、更衣室を含んでいない面積でしょうか。	更衣室(脱衣場)も含めての面積となります。
185	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	B6				浴場	面積(想定)は、男女の浴室の面積の合計でしょうか。	男女の浴室の面積の合計です。
186	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	3	B6				浴場	浴場は何人程度が1度に利用する想定でしょうか。	平日は毎日18時～20時までの間に約540人が使用する想定です。 休日は入浴可能時間が15時～21時に変更になります。
187	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	3	B8				当直教官室(副直)	面積(想定)は、「提案による」となっており、面積の考え方が「A」(要望面積を基本とする。)となっています。どちらの記述が正しいのでしょうか。	面積(想定)は、12.6㎡を基準として計画してください。
188	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	3	B13				炊事場事務室	面積(想定)は、「提案による」となっており、面積の考え方が「A」(要望面積を基本とする。)となっています。どちらの記述が正しいのでしょうか。	面積(想定)は、33㎡を基準として計画してください。
189	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	B13				炊事場事務室	調理員のトイレや更衣室も面積に含むと考えると良いでしょうか。	更衣室も炊事場事務室面積に含みます。 トイレは炊事場面積に含みます。
190	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	B16				自習室兼隔離室(男性)	最大は何名程度が利用するのでしょうか。	10人の想定です。
191	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	B17				自習室兼隔離室(女性)	最大は何名程度が利用するのでしょうか。	10人の想定です。
192	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	3	B28				屋上物干し場	面積の考え方が空欄ですが、必須の諸室でしょうか。	屋上物干し場は必須です。広さは事業者提案とします。通常時(台風を除く)の雨風への対策として物干し場には屋根等を設けてください。
193	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	4	C1 7				自習室兼隔離室(男性)	最大は何名程度が利用するのでしょうか。	10人の想定です。
194	要求水準書 (案) 別添資料2-1-1	4	C2 5				屋上物干し場	面積の考え方が空欄ですが、必須の諸室でしょうか。	屋上物干し場は必須です。広さは事業者提案とします。通常時(台風を除く)の雨風への対策として物干し場には屋根等を設けてください。
195	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	1					全般	授業を受ける学生の視線を遮断する仕様とありますが、別添資料2-1-3 各室に設置する機器・備品等(什器・備品調達星取表)に示されている「窓のブラインド」や「カーテン」等以外で視線を遮断するという事でしょうか。	ブラインド・カーテンによる遮断で支障ありません。
196	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	1					全般	ラウンジフロアは、どの程度の人数が一度に利用できる想定でしょうか。	要求水準により、教舎兼複合訓練棟の建設可能面積を基に各諸室を配置したうえで、吹き抜け構造のラウンジフロアの整備をお願いします。 面積は300㎡程度を希望しますが、計画が困難な場合は、整備可能面積内で最大限となるように提案をお願いします。なお、一度に利用する人数想定は特にありませんので、ラウンジフロアの面積に応じて余裕のある空間設計としてください。
197	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	1					全般	ラウンジフロアのバーカウンターを含む机や椅子は海上保安庁が調達する認識で良いでしょうか。	什器類も事業者による調達とし、全体のレイアウトを含めた事業者提案としてください。
198	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	1					全般	諸室の扉は、開き戸でも良いでしょうか。	別添資料2-1-1各室性能表のとおりです。
199	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	1					全般	諸室の机の配置は、白板を正面として、1列何名で最大何列までにするといった仕様はありますか。	最大6列とします。
200	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	2	A5				情報処理教室	教官サイドのサーバーとは、情報処理教室内にサーバー区画を設ける場合に、教官の机の近くにサーバーを設置できるようにするという認識で、別部屋にサーバーを室を設ける場合は不要という事でしょうか。	教官サイドのサーバーとは、情報処理教室パソコン用のサーバーのことで、教官の机の近くに設置する必要はありません。 そのため、別部屋にサーバー室を設ける場合は、情報処理教室内のサーバー区画は不要となります。 なお、情報処理教室内にサーバー区画を設ける場合は、サーバー区画のみを冷却できるように計画してください。
201	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	2	A5				情報処理教室	「2クラス(48名程度)」は24名×2クラスと考えればよろしいでしょうか。	「2クラス(48名程度)」は24名×2クラスという考えです。
202	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	2	A5				情報処理教室	2クラスが同時に使用する際にクラスの境界部に間仕切りは必要でしょうか。必要な場合、防音機能も必要でしょうか。	間仕切りは必要ありません。
203	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	2	A5				情報処理教室	2クラスが同時に使用する際の出入口からの動線は、もう一方のクラスの使用エリアを通らないようにすべきでしょうか。	2クラスが別々の授業ではなく同一授業を受けるため動線の区別は必要ありません。
204	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	2 7	A5 A15				情報処理教室 レーダーARPA シミュレーター 実習室	情報処理教室とレーダーARPA シミュレーター実習室で設置するサーバー室を1部屋整備し、情報処理教室とレーダーARPA シミュレーター実習室で共有してもよろしいでしょうか。	共有で問題ありません。
205	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	4	A8				合併教室	パーティションで部屋を区切る時、区切った部屋の定員は、60人でよろしいでしょうか。(合併教室の最大定員が120人であるため、その半分の人数)	60人としてください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
206	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	4	A8				合併教室	4～5クラスが一度に使用する際、間仕切りは不要と考えてよろしいでしょうか。	4～5クラスが一度に使用する場合は、下記を想定しています。 ・間仕切りを使用せず使用 ・間仕切りを使用して2クラスと3クラスor2クラスずつで使用
207	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	4	A8				合併教室	回転式モニターの設置は、2台以上となっていますが、教室前後面に1台ずつ以上設置されるという認識でよろしいでしょうか。	基本は前後に1台ずつとし、室内の形状により各机から視認しやすい箇所に追加設置します。
208	要求水準書 (案)別添資料 2-1-2	4					柔道場	「畳交換は、海上保安庁が指定した際に都度交換するものとし、交換に際しては、授業に支障を生じさせないよう予備を準備しておくこと」とありますが、事業者側で交換の頻度を想定し、予備の準備にかかる費用を算出することは困難なため、貴庁の方で交換・準備をしていただきたい。	畳交換にかかる水準を下記のとおり修正します。 「畳は、毎年度1回のメンテナンス(使用頻度の高い箇所と低い箇所に入れ替え作業)を行い、引き渡し後5年後からは設置総枚数の1/10を毎年交換すること。」 交換開始時期(引渡5年後)の考え方について:令和12年度に建物引渡しの場合は令和17年度に最初の交換を行うものとする)
209	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	引き戸付きパネルミラーは、どの程度必要でしょうか。	2か所程度に設けてください。 (床面から約10cmの高さに、横120cm高さ205cmの鏡)
210	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	引き戸付きパネルミラーは、鏡を使わない時には損傷防止のため格納しておくものと考えてよろしいでしょうか。	壁面に鏡を設置していただき、その鏡が破損しないように鏡の前面に引き戸が設置されたものをイメージしております。
211	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	控室は、何人程度が利用できる広さが必要でしょうか。	控室は外部講師が使用することを想定しており、4名程度が一度に利用できる広さとしてください。 (現在は、約5.6m×4.2mの広さです)
212	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	控室に設置する備品等がありますでしょうか。	下記の現在設置物を移設又は新規調達して設置する想定としており、いずれも海保作業となります。 更衣ロッカー(横45cm×縦50cm×高さ180cm)10台 勉強机(縦70cm×横105cm×高さ85cm)2台 応接セット(2人掛けソファ×2個、机1台)
213	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	更衣室は、何人程度が利用できる広さが必要でしょうか。	女子用:一度に6名程度が更衣できる広さ 男子用:一度に50名程度が更衣できる広さとしてください。
214	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	更衣室に設置する備品等がありますでしょうか。	女子用:更衣ロッカー約10台 (横45cm×縦50cm×高さ180cm) 男子用:50名程度分の更衣棚を設置する想定です。
215	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5	A10				柔道場	救護室は、何人程度が利用できる広さが必要でしょうか。	3人程度の利用ができる広さにしてください。
216	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	5 6	A10 A11				柔道場 トレーニングルーム	トレーニングルームに救護所用の給排水設備がありますが、柔道場とトレーニングルームで別々に設置が必須で、共有することは不可ということでしょうか。	柔道場とトレーニングルームの救護所を共有しても問題ありません。
217	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	6	A11				トレーニングルーム	「専用ではなく、他室と共用可能」とは、用具置き場が共用可能ということでしょうか。	柔道場とトレーニングルームで共有しても問題ありません。
218	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	11	A25				調理実習室	「1階の配置を基本」としていますが、必ずしも1階の必要はなく、1階以外に配置する場合は、通常の出入口以外の食材搬入用出入口は不要という認識でよろしいでしょうか。	1階以外に配置する場合は、通常の出入口とは別に食材搬入運搬用の貨物エレベーターを設置してください。
219	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	11	A25				調理実習室	更衣室、専用トイレは不要と考えてよろしいでしょうか。	更衣スペースは調理資機材室に計画してください。 専用トイレは必要ありません。
220	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	12	A34 A35				学生便所 学生洗面所	学生洗面所は、学生便所に設置する洗面所ではなく、別室として整備するという認識でよろしいでしょうか。	別室での整備ではなく、トイレ出入口に洗面所を計画してください。
221	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	12	A34				学生便所	A35に学生便所と一体的に利用とありますが、学生便所に手洗いは不要と考えてよろしいでしょうか。	別室での整備ではなく、トイレ出入口に洗面所を計画し一体利用の計画としてください。
222	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	13	A39				倉庫	倉庫に保管する物品のイメージはありますか。	教材倉庫として利用を想定しています。 収納する教材は、書籍、パソコン、プリンタートナー、ボードマーカー、机などの想定です。
223	要求水準書 (案) 別添資料 2-1-2	15	B10				食堂	パーティションで分割する時、下図の①のように区切るイメージでしょうか。それとも、下図の②の様に200名程度が分かるように目印として使用するイメージでしょうか。	①のイメージです。 分割スペースがそれぞれ個別に使用できる計画としてください。



	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
224	要求水準書 (案) 別添資料2-1-2	16	B15				倉庫	倉庫に保管する物品のイメージはありますか。	イベントテントや洗剤・トイレトペーパーなどの消耗品、洗濯機や冷蔵庫などの家電製品予備を収納想定です。
225	要求水準書 (案) 別添資料2-1-2	20	C16				倉庫	倉庫に保管する物品のイメージはありますか。	イベントテントや洗剤・トイレトペーパーなどの消耗品、洗濯機や冷蔵庫などの家電製品予備を収納想定です。
226	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	1	A5				情報処理教室	サーバー機器はどの程度の大きさの機器や数量を想定していますか。	幅50cm×奥行50cm×高さ50cmです。数量は1台を想定しています。
227	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	1	A9				資料室(倉庫)	資料室(倉庫)には、棚等の設置は無いという認識でよろしいでしょうか。	棚等を設置します。調達は海保でおこないます。
228	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	2	A12				ディーゼル機関実習室	調達する天井クレーンは1台でよろしいでしょうか。	1台です。
229	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	A15				レーダーARPA シミュレーター実習室	サーバー機器はどの程度の大きさの機器や数量を想定していますか。	幅57cm×奥行71cm×高さ158cmが1台 幅110cm×奥行60cm×高さ178cmが1台
230	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	3	A19				図書室	移動式書架に保管する蔵書はどのくらいでしょうか。	約26,000冊程度収納を予定しています。
231	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	4	A20				工作実習室	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項には、「天井クレーン(SWL 5t以上)を設ける。」となっていますが、別添資料2-1-3各室に設置する機器・備品等には、記述がありません、どちらの記述が正しいのでしょうか。	別添資料2-1-2記載の「天井クレーン(SWL 5t以上)を設ける。」が正しいです。
232	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	4	A20				工作実習室	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項が正しい場合、調達する天井クレーンは1台でよろしいでしょうか。	1台です。
233	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	5	A25				調理実習室	別添資料2-1-1 各室性能表の床荷重(重量物)に「業務用ガスコンロつき調理作業台約18台」とありますが、事業者が調達する調理台の仕様は、「業務用ガスコンロつき調理作業台」でしょうか。	台数は12台の誤りです。 (1台4名×12台=48名分) 事業者が調達する調理台の仕様は、業務用ガスコンロつき調理作業台です。
234	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	5	A25				調理実習室	調達する調理台の台数は、18台を基本として、事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。	別添資料2-1-2に記載のとおり、1台で4名が実習可能なものとし、48名が同時に実習できるものを提案してください。
235	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	5	A25				調理実習室	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項には、「調理台区画からの浸水を防ぐため一段高い架台等を整備する」とありますが、別添資料2-1-3各室に設置する機器・備品等には、記述がありません、どちらの記述が正しいのでしょうか。	「調理台区画からの浸水を防ぐため一段高い架台等を整備する」を「調理台区画からの浸水を防ぐため床面を一段高くする」に修正します。 なお、嵩上げする範囲は側壁面から奥行90cm、高さ5cmとします。
236	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	5	A25				調理実習室	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項が正しい場合、調達する架台等の寸法や台数に指定はありますか。	架台の整備ではなく、床面の嵩上げとします。 なお、嵩上げする範囲は側壁面から奥行90cm、高さ5cmとします。
237	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	5	A26				調理資機材室	調味料乾物保管するための棚等は不要でしょうか、また、必要な場合、海上保安庁が調達するのでしょうか。	調味料乾物保管するための棚は設置します。海保で調達します。
238	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	5	A26				調理資機材室	包丁などの刃物類を保管するための棚等は不要でしょうか、また、必要な場合、海上保安庁が調達するのでしょうか。	包丁などの刃物類を保管するための棚は設置しません。
239	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	6	B2				洗濯室	現在の洗濯機及び乾燥機の設置台数は何台程度でしょうか。概算面積の検討のためにご教示ください。	青葉寮20台、仰青寮15台、厚生棟32台、海青寮54台、研修センター3台 合計 124台 なお、令和12年度から学生が増員となることから現状よりも余裕を持った数で計画してください。
240	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	6	B5				調理室(流し場)	別添資料2-1-1 各室性能表の用途には、シンクとありますが、シンクの調達は事業者でよろしいでしょうか。	シンクは事業者調達です。
241	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	6	B5				調理室(流し場)	シンクの調達が事業者の場合、シンクの仕様はありますか。	一人暮らし程度のサイズを基本とし、事業者提案とします。
242	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	6	B7				当直学生寝室(女性)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	ベット及び机は必要です。調達は海保で行います。
243	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	6	B8				当直教官室(副直)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	ベット及び机は必要です。調達は海保で行います。
244	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	6	B9				面会室	面会室に机や椅子は不要でしょうか。	机や椅子は必要です。調達は海保で行います。
245	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	6	B10				食堂	別添資料2-1-2 各室の性能特記事項では「手洗用水洗を出入口毎に2箇所ずつ設置」とありますが、手洗用水洗の調達は事業者でよろしいでしょうか。	手洗用水洗は事業者手配です。
246	要求水準書 (案) 別添資料2-1-	6	B10				食堂	手洗用水洗の調達が事業者の場合、手洗用水洗の仕様はありますか。	自動水栓とし、大きさは1台につき1人が使用するのに十分な大きさとし業者提案に委ねます。
247	要求水準書 (案) 別添資料2-1-3	7	B12				炊事場	現在使用している食品庫(資機材庫)では、どの程度の物を保管しているのでしょうか。	乾物、調味料などの常温保存が可能な食料品 ラップ、スポンジなどの消耗品 トング、鍋などの調理器具機材 を約60㎡の保管を想定しています。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
248	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	7	B16				自習室兼隔離室(男性)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	机は設置いたします。ベットは使用の都度、折りたたみベッドを設置します。調達は海保で行います。
249	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	7	B17				自習室兼隔離室(女性)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	机は設置いたします。ベットは使用の都度、折りたたみベッドを設置します。調達は海保で行います。
250	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	7	B18				隔離者洗濯機及び乾燥機室(男性)	現在の洗濯機及び乾燥機の設置台数は何台程度でしょうか。概算面積の検討のためにご教示ください。	現状は隔離者専用の洗濯機、乾燥機はありません。男性用として洗濯機、乾燥機それぞれ5台程度の設置で計画してください。
251	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	7	B19				隔離者洗濯機及び乾燥機室(女性)	現在の洗濯機及び乾燥機の設置台数は何台程度でしょうか。概算面積の検討のためにご教示ください。	現状は隔離者専用の洗濯機、乾燥機はありません。女性用として洗濯機、乾燥機それぞれ5台程度の設置で計画してください。
252	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	8	C2				洗濯室	現在の洗濯機及び乾燥機の設置台数は何台程度でしょうか。概算面積の検討のためにご教示ください。	青葉寮20台、仰青寮15台、厚生棟32台、海青寮54台、研修センター3台 合計 124台 なお、令和12年度から学生が増員となることから現状よりも余裕を持った数で計画してください。
253	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	8	C5				調理室(流し場)	別添資料2-1-1 各室性能表の用途には、シンクとありますが、シンクの調達は事業者でよろしいでしょうか。	シンクは事業者調達です。
254	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C6				当直学生室	什器・備品として、寮室と同様の机は不要でしょうか。	机や椅子は必要です。調達は海保で行います。
255	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C7				当直学生寝室(男性)	什器・備品として、寮室と同様のベットは不要でしょうか。	ベット及び机は必要です。調達は海保で行います。
256	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C8				当直教官室(正直)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	ベット及び机は必要です。調達は海保で行います。
257	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C9				当直教官室(副直)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	ベット及び机は必要です。調達は海保で行います。
258	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C10				面会室	面会室に机や椅子は不要でしょうか。	机や椅子は必要です。調達は海保で行います。
259	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C11				学生課執務室	学生課執務室に机や椅子は不要でしょうか。	机や椅子は必要です。調達は海保で行います。
260	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C12				学生課更衣室(男性)	学生課更衣室(男性)にロッカーは不要でしょうか。	ロッカーは必要です。調達は海保で行います。
261	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C13				学生課更衣室(女性)	学生課更衣室(女性)にロッカーは不要でしょうか。	ロッカーは必要です。調達は海保で行います。
262	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	8	C17				自習室兼隔離室(男性)	什器・備品として、寮室と同様のベット及び机は不要でしょうか。	机は設置いたします。ベットは使用の都度、折りたたみベッドを設置します。調達は海保で行います。
263	要求水準書 (案)別添資料2-1-	8	C25				屋上物干し場	新学生寮(第I期)の屋上物干し場と同様の防犯カメラの設置は不要でしょうか。	物干し場にカメラは不要です。
264	要求水準書 (案)別添資料2-1-3	9	D8				機体格納庫	別添資料2-1-3各室に設置する機器・備品等(什器・備品調達星取表)で倉庫を事業者が調達することになっていますが、屋外に設置するような物置のようなイメージでしょうか。	機器・備品等での倉庫は誤記です。建物の余剰スペースがあれば倉庫を計画してください。
265	要求水準書 (案)別添資料2-2	1	b				施工時間について	体育部活動による工事範囲、作業内容の制限がございましたらお教えください。	平日の15:30~17:05の間が基本的に体力錬成の時間となるほか、体育や各種訓練で上記以外の時間でも校内で運動しています。日々の運動で作業内容の制限する予定はありませんが、調整させていただく場合は、工程会議等で都度相談させていただきます。
266	要求水準書 (案)別添資料2-2	1	b				年間行事	学生の長期休暇のスケジュールをご提示いただけますでしょうか。	学生の長期休暇は 5月初旬 5日程度 7月末~8月中旬 15日程度 11月初旬 5日程度 12月末~1月初旬 15日程度 なお、時期や日数については年度により多少変動がありますので、確定版は工程会議等で提示します。
267	要求水準書 (案)別添資料3-3	3	(1)				建築物点検保守に係る要求水準 建築設備 発電設備	発電設備の燃料について、点検などで使用した場合の燃料補給は事業者の負担にて実施し、災害などの事業者の責めに帰すことのできない場合に燃料を使用した場合の燃料補給は、御校の費用負担にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、災害などの事業者の責めに帰すことのできない場合に燃料を使用した場合の燃料補給は、海上保安庁の負担とします。
268	要求水準書 (案)参考資料2-4						インフラ設備概要(校内排水系統関連)	インフラ設備概要では構内汚水経路が「航空機格納庫」付近までしかきていない為、新実習棟まで延長する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、構内汚水経路は新実習棟まで延長する必要があります。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
269	要求水準書 (案)参考資料 2-4						インフラ設備概要(校内排水 系統関連)	汚水経路を延長する場合、一時的に下記図 赤枠部分の通行が制限されることが予想さ れますが、よろしいでしょうか。 	工程会議で事前に通行禁止時期を提示していただく ことで、一時的に通行制限されることは許可しますが、 業務都合等により時期、期間について都度調整いた します。 なお、可能な限り通行制限が短くなる計画としてくださ い。
270	要求水準書 (案)参考資料 3-1						主要建築物等の配置図	新実習棟施工時に下記図赤枠部分を工事 ヤードとして使用することは可能でしょうか。 	丸タンクを使用した消火訓練実習は海技免状取得に 必須のため、丸タンクは消火訓練実習ができるようし てください。 ヘリポート周りについては、航空制限に影響がない範 囲とし、ヘリのダウンウォッシュによりフェンス等が倒 壊、飛散しないように計画してください。 練習船棧橋へのアクセスを防ぐことは不可とします。 また、練習船への清水搭載が可能となるように計画し てください。(給水栓の位置は現地説明会で説明いた します。) 可能な限り、工事ヤードは狭く計画してください。
271	要求水準書 (案)参考資料 3-1						主要建築物等の配置図	新学生寮(第I期)の施工中、青葉寮東側 の通路まで工事ヤードが必要になると想定さ れます。敷地北側と行き来するために何m程 度の通路が必要でしょうか。	車の交互相行が可能な程度とします。
272	要求水準書 (案)参考資料 3-1						主要建築物等の配置図	新学生寮(第I期)の施工中、青葉寮東側 の通路まで工事ヤードが必要になると想定さ れます。敷地北側と行き来するために必要な 通路の仕様に指定がございましたらお教えく ださい。	道路仕様に指定はありません。
273	要求水準書 (案)参考資料 3-1						主要建築物等の配置図	第二実習棟南東側に船舶を固定する係留 設備がございますが、その範囲については 工事ヤードとして使用できないという理解で よろしいでしょうか。	工事ヤードとしての使用はできません。
274							公表資料の修正について	説明会でありました公表資料の差し替えや 今後の公表資料の修正に関しまして、貴庁 HPにて、リンク内での差し替えではなく、修 正版として別途公表いただけますでし ょうか。 今後公表資料に修正があった場合、修正さ れた資料の判別がつきにくくなることを危惧 しております。	次回以降につきましては、修正版として別途公表とい たします。